

ローソン Ponta カード ハウス規約／個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2024年10月15日をもってローソン Ponta カード ハウス規約及び、個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項をを改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■ローソン Ponta カード ハウス規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第3条 (カードの貸与)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3条 (カードの貸与)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。<u>(ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。)</u>。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第6条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、当社が店舗へ立替払いをすること、及び商品等の購入を取り消し代金精算される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取り消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは</p>	<p>第6条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、<u>当社に立替払いを委託するとともに</u>、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、<u>会員は、当社に対し、カードのご利用又は商品等の購入を取り消し、その精算を</u>される際は当社の定める方法でお手続きいただくことを、予め承認いただきます。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、<u>カードのご利用又は商品等の購入</u>取り消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</p> <p>(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは</p>

<p>は伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カード利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて<u>非接触 IC カード</u>を専用端末にかざすこともしくはカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。</p> <p>(4) カード利用に際して、<u>当社が認めた場合を除き</u>、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用もできません。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第7条（弁済金の支払方法等）</p> <p>(1) 商品購入代金の支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。</p> <p>①支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に(2)により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第7条（弁済金の支払方法等）</p> <p>(1) 商品購入代金の支払金額及び支払方法は以下のとおりとします。</p> <p>①支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に(2)により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により<u>前月又は翌月以降</u>の利用締切日で処理される場合があります。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第12条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。</p> <p>①当社及び当社が提携する金融機関等組織の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>② (略)</p>	<p>第12条（キャッシングサービス）</p> <p>(1) 会員は、以下のいずれかの方法により当社からの融資（以下「キャッシングサービス」という）を受けられます。</p> <p>①<u>当社が提携する</u>金融機関等組織の現金自動預払機（以下「ATM」という）を利用する方法。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>

<p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第13条 (融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資リボ残高に対し当月の5日又はお支払実行日の翌日から翌月の4日又はお支払実行日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々の4日又はお支払実行日までの期間を日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第13条 (融資金の支払方法等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。<u>なお、ご利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。<u>リボルビング方式の利息は毎月の融資リボ残高に対し当月の5日又はお支払実行日の翌日から翌月の4日又はお支払実行日までの日割計算とします。また、一括払い及び、リボルビング方式の初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々の4日又はお支払実行日までの期間を日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払義務はありません。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>第16条 (カード紛失、盗難等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報のご使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>第16条 (カード紛失、盗難等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報のご使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、会員にお支払いいただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p>

<p>③ 戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p> <p>④会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。</p> <p>⑤第5条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第5条(2)但書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑥カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑦(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</p>	<p>④第5条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第5条(2)但書に該当する場合を除きます。</p> <p>⑤カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。</p> <p>⑥(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</p> <p>⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。</p>
<p>第20条(期限の利益喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③会員が、第22条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第20条(期限の利益喪失)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③会員が、第22条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条(5)に掲げる行為の一つでも行ったとき</u>、又は、<u>同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき</u>。</p>
<p>第21条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>	<p>第21条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社の間で<u>紛争</u>が生じた場合は、<u>訴訟額</u>の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。</p>
<p>第22条(その他承諾事項)</p> <p>(1)会員には以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>	<p>第22条(その他承諾事項)</p> <p>(1)会員には以下の事項を予め承認いただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用</p>

<p>⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</p>	<p>する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</p>
<p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p>
<p>①キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p>	<p>① 会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、会員には当社所定の再発行費用をご負担いただくこと。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係る残高のお支払いをATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p>
<p>② (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>③ (略)</p> <p>④会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く)の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、会員に当該費用を請求するものとします。</p>
<p>③ (以下略)</p>	<p>⑤ (以下略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) (略)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>①暴力的な要求行為</p> <p>②法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤その他前各号に準ずる行為</p> <p>(6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等(派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。)に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。</p> <p>なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。</p> <p>① 暴力、威嚇、脅迫、強要等</p> <p>② 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</p> <p>③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p>

<p>(5) 当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>④ <u>長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p>⑤ <u>金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</u></p> <p>(7) 当社が会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただきます。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第23条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</p> <p>(1) <u>会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</u></p> <p>(2) <u>当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u></p> <p>(3) <u>当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</u></p>
<p>第23条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じさせていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないうとき。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第18条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。</p>	<p>第24条 (会員資格の喪失等)</p> <p>(1) 会員が以下のいずれかに該当した場合、<u>その他当社が不適当と認めた場合は、</u>当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じさせていただきます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 会員がカードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、<u>当社が発行する他のカード含む当社に対する債務の返済が行われないうとき。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第18条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能と判断したとき。</u></p>

<p>⑤換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p>	<p>⑤換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、<u>もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断される</u>とき（ただし、<u>カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。</u>）、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
<p>⑦当社に対する暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。</p>	<p>⑦<u>会員が、第 22 条（その他承諾事項）(4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条 (4) もしくは第 23 条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p>
<p>⑧会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。</p>	<p>⑧<u>会員が、第 22 条（その他承諾事項）(5) (6) に掲げる行為を一つでも行ったとき。</u></p>
<p>⑨会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p>	<p>⑨<u>会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>⑩会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
	<p>(6) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)</p> <p>(1)会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律、貸金業法及び、<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン</u>に基づき会員の運転免許証、パスポート<u>その他の資料等</u>によって顧客情報の確認を行った際に収集した情報</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上